



新技術・新商品開発等支援事業費補助金

新たな商品開発などの取り組みを支援します

＜対象者＞ 市内で1年以上事業実態がある中小事業者等

＜対象事業＞

新技術、新商品、新サービスの開発に係る「事前調査・企画」、「試作・設計」、「分析・評価」、「改良」、「知的財産権等の調査」事業および、本事業で開発した新技術、新商品、新サービスを紹介し、販路拡大のために行う「展示会・商談会・見本市等への出展」、「広報」事業

＜事業区分＞

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ①個社事業 | … 1事業者が単独で取り組む事業 |
| ②連携事業 | … 複数事業者が連携して取り組む事業 |
| ③ふるさと納税返礼品開発事業 | … ふるさと納税返礼品の開発に取り組む事業 |
| ④地元食材活用事業 | … ③のうち、地元食材を主要な原材料とする事業 |

＜補助金額＞

①個社事業	上限 20万円
②連携事業	上限 30万円
③ふるさと納税返礼品開発事業	上限 70万円
④地元食材活用事業	上限 100万円

＜対象経費・補助率＞

- (a)謝金、旅費、調査分析費（専門家による市場分析など）
 (b)借損料、展示会出展費、産業財産権取得費、広報費、原材料費、試作・実験費（デザインやネーミング費用も対象）

○補助率：**3分の2**

ただし、(a)の経費のうち調査・企画事業に係る経費のみ**4分の3**

- ・千円未満の端数は切り捨て
- ・補助金の申請は補助対象者1者につき各年度1回まで
- ・予算枠に達した時点で受付終了
- ・消費税及び地方消費税、販売に供する費用、人件費や水道光熱費等は補助対象外

＜活用例＞



【申請の流れ】事業を実施する前に申請が必要です！

- ① 市へ事業承認申請＜事業開始日の14日前まで＞
- ② 事業の実施
- ③ 市へ実績の報告＜事業完了から30日以内かつ、事業承認日から1年以内＞
- ④ 補助金の交付

事業承認申請時の必要書類

事業承認 申請書類 (事業開始 14日前まで に提出)	・ 事業承認申請書(様式第1号)
	・ 事業計画書(様式第2号)
	・ 補助対象経費見積書(様式第3号)
	・ 購入する物品の見積書等の写し
	・ 市内において事業を営んでいることを確認できる書類(営業証明書、定款または直近2か年分の確定申告書の写し等でも可)

実績報告時の必要書類

実績報告 書類 (事業完了後 30日以内 かつ、事業 承認日から 1年以内に 提出)	・ 補助金交付申請書兼実績報告書(様式第9号)
	・ 補助対象経費内訳書(様式第10号)
	・ 補助対象経費に掛かる支出であることを証する書類(領収書、明細書など)
	・ 事業の実施状況を示す写真・成果物等(完成した試作品・チラシなど)
	・ 住民票(個人事業主の場合のみ)
	・ 市税等の未納のない証明書(10開庁日以内に取得したもの)
	・ 国等の補助金を活用した場合、その交付の可否、額がわかる書類

◎ 申請書類の様式のダウンロードは、HPから



【問い合わせ・申請先】 大館市商工課：〒017-8555 大館市字中城20番地
TEL：0186-43-7071 / Mail：syoko@city.odate.lg (エルジー) .jp